

3) 緑の創造に係る施策の方針及び緑化目標

緑の創造に係る緑化の方針及び目標については、平成8年4月策定時との変更点はない。

(1) 緑化の方針

施 策	緑 化 の 方 針
緑地協定の締結	谷戸と丘陵の住宅地を対象に、良好な住宅の緑の保全を目的とする緑地協定の締結を誘導する。 また、緑の少ないスプロール住宅地に対しては、緑の創造に向けた緑地協定の締結を誘導する。
緑化モデル地区の指定	地区住民から緑化の要望が強い、一定のまとまりを持つ住宅地、商業地、事業所を対象に指定する。
接道緑化の奨励	緑の少ない住宅地、商業地、事業所を対象に行う。
公共建物の緑化	全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性に合わせた緑化を行う。
公園の緑化	主として、街区公園、近隣公園等の市街地内の公園を対象とし、街区公園については再整備に合わせて緑化を行う。
河川環境の整備	二級河川、準用河川及び雨水幹線を対象とする。準用河川及び雨水幹線については、市の排水整備基本計画を主体に整備を行う。

(2) 緑化目標

表9 緑化目標

施 策	計画策定時現況 (1995)	現況 (2000)	中間年次 (2005)	目標年次 (2015)
接道緑化延長	約8,000m 昭和55年からの接道緑化奨励事業の延長距離	約8,800m	18,000m 接道緑化奨励事業 5,000m 開発指導5,000m	18,000m 接道緑化奨励事業 5,000m 開発指導5,000m
公共施設の植栽本数	約96,000本 昭和47年からの累計	約113,000本 昭和47年からの累計	約140,000本	約200,000本